

大 個 審 第 1 6 号  
( 答 申 第 2 7 号 )  
平成 1 4 年 3 月 2 7 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会  
会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成 1 4 年 2 月 6 日付け広第 2 2 4 号で諮問のありました府政情報提供システムにおける大阪府個人情報保護条例第 8 条第 3 項に規定する通信回線により結合された電子計算機を用いた個人情報の実施機関以外への提供禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、諮問の内容を適当なものとして認めましたので、答申します。

記

- 1 本件提供においては、本人同意（訃報については遺族の同意）を得ることが可能な案件については本人同意を確実に得るとともに、本人同意を得ることが困難な案件については提供の趣旨や情報の内容から個人の権利利益を不当に侵害するものではない場合以外は提供しないなど、本人同意の確実性と当該人の権利利益の保護について十分留意すること。
- 2 IDやパスワードの管理をはじめとしたシステムのセキュリティ対策に万全を期するとともに、報道以外への二次利用の禁止の徹底など個人情報の保護に十分留意すること。